

健康だより

子どものむし歯予防に最も効果が高いのは、 フッ化物活用です！

◆これはEBM（科学的根拠）があり、今までの歯みがき一辺倒の社会通念も変化を求められています。

現在、歯みがき推進の標語やポスターが多くみられますが、やはりむし歯という病気の予防には歯質の抵抗力を高めるフッ化物活用がまず必要です。歯みがきがきちんとできなくても効果は期待できます。幼い子どもさんが歯みがきどころではない時も、市販の家庭用フッ化物商品を使用すれば安心です。実際、身体に重い障害を持つお子さんの歯にフッ化物液をつけ、効果を上げている施設が県下にもあり、安心安全で確実な予防法です。

歯みがき励行や食生活管理を決して否定していません。

また、歯周病予防には歯みがき励行が重要な治療法ですから、むし歯予防とは別に考えてください。

◆むし歯が最も少ない町の本町は30数年前からフッ素塗布や洗口を展開し、多くの関係者のご協力で成果が出てきました。日本では行われていませんが、母なる地球の海水と同じ1ppmのフッ素濃度にした水道水を飲んでいる国も多くあります。海水と同じフッ素濃度という事は、偉大な自然が人類へ与えてくれた恵みとも言われています。

◆天然蛍石から作られる無機フッ化物をむし歯予防に使いますが、人体への蓄積はなく尿などに排泄され人口透析のお子さんでも使えます。

使用済み排水もきちんと自然界へ還元され、工業用のフッ素樹脂などの有機フッ素化合物とは全く異質の別物です。歯を大切にしたい方は、フッ化物活用にもっと励みましょう！



1歳で～す

毎月1番に
生まれた赤ちゃん
いまむら しょう

今村 将ちゃん

平成15年10月6日生



父 謙・母 恵美さん
(西手西)

- 好きな食べ物
ヨーグルトが好きです。
- 両親から
明るく素直でおもいやりのある子に育って欲しい。
- 名前は
力強く、たくましい子に育つように願って。

10月は「土地月間」

10月1日(金)は「土地の日」
『土地を活かして創る 明るい未来』

みんなが自分勝手に土地を利用したり、自分の利益だけを求めて投機的な土地取引を行ったらどうなるでしょうか。土地は、みんなのための限られた資源であり、諸活動にとって不可欠な基盤であるとともに、公共性、社会性を持った資源です。

豊かで住みよいまちづくりをするため、一人ひとりが土地についての基本理念及び土地対策の重要性などへの関心を高め、お互いに理解することが必要です。

★《土地についての基本理念》

- ・土地は公共の福祉が優先します。
- ・土地は適正かつ計画に従った利用がなされます。
- ・土地の投機的取引は抑制します。
- ・土地の価値の増加に伴う利益に応じて適正な負担を求めます。

一定面積以上の大規模な土地取引には、国土利用計画法に基づく届出が必要です。

届出は、契約（予約を含む）を締結した日から起算して2週間以内に、土地の所在する市役所・町村役場の国土利用計画法担当窓口へ届け出てください。

○届出者 土地の権利取得者（買主等）

○届出の必要な土地の取引（売買、交換、代物弁済等）

ア 市街化区域 2,000㎡以上

イ アを除く都市計画区域 5,000㎡以上

ウ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上

○届出をしないと

届出をしなかったり、偽りの届出をすると、6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

○お問合せ先

企画広報課 ☎53-1111 内線222

県庁企画調整課土地対策係

☎099-286-2111 内線2363